質問項目予定表

議会事務局作成

一　般　質　問　　十一　月　三十　日（火）　　②　中　村　議　員

区　分	項　目	内　容　等	答　弁　者
一．地方の時代について	1．同左	(1)これまでの5次にわたる全国総合開発計画をどのように評価するか伺う。	知　事
		(2)「分散」による「地方の発展と豊かな日本」つくりという大きな提案をこれからどのように具現化していくのか、その戦略を伺う。	知　事
		(3)本県県土政策における「分散」についてどのように考えるか伺う。	知　事
二．農業について 知　事 農林水産部長 教　育　長	1．県産品の販売・販路の拡大について	(1)生産者が市場や消費調査のための活動もできるよう内容を充実することが求められ、併せて市場等での生産者や生産団体の販売促進活動に対する応援も必要だが、考えを伺う。	農林水産部長
		(2)消費者や実需者のニーズを生産現場に伝え、それに適った生産をリードし、付加価値をつけ販売・販路の拡大に当たることができる人材の育成・確保について考えを伺う。	農林水産部長
		(3)今後の貿易振興のあり方の検討にあたっての基本的な考え方と今後の方向性を伺う。	知　事
		(4)林業木材産業について、広域的に市場に叶った地域産材の規格化を進めながら、県内外での需要の開拓・拡大を図ることが必要であるが、所見を伺う。	農林水産部長
		(5)県産材の利用促進にあたって「顔の見える木材での家づくり」について、その手法は様々あると思うが、どのように考えるか伺う。	農林水産部長
	2．循環型農業について	(1)有機農業をはじめとする循環型農業あるいは環境保全型農業に対する所見を伺う。	知　事
		(2)国の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をどのように受け止め、対応しているか伺う。	農林水産部長
		(3)有機農業をはじめとする環境農業の取組の現状と課題についてどう考えているか。また、今後の取組と方向性について伺う。	農林水産部長
		(4)水田の汎用化や排水に留意する畑地の土壌管理等の課題をどう受け止め対応していくか伺う。	農林水産部長

この質問項目予定表は議会事務局において質問をされる議員の同意を得て作成しています。　なお、この質問項目等は予定ですので、質問内容・順序・答弁者等について変更になることもありますのであらかじめご承知ください。

質問項目予定表

議会事務局作成

一般質問　　十一月三十日（火）　　②中村議員

区分	項目	内容等	答弁者
三．鳥獣対策について	1．同左	（1）県として猟銃免許資格者の確保・育成をどのように考えているか伺う。	農林水産部長
		（2）猟銃免許取得者のうち、有害鳥獣ハンターには免許の取得等にあたっての規制の緩和や経費の減免がなされるよう声をあげるべきと考えるが、どう受け止められるか伺う。	農林水産部長
		（3）本人の農林地等の一定区域内を有効とする有害鳥獣捕獲資格を独自の講習をもって認めるなどの農林業に携わる方々に限定した資格を新設するよう国に求めてはと思うが、所見を伺う。	農林水産部長
		（4）緩衝帯の維持・管理などの困難な課題を抱えながらも頑張ってやっていこうという集落には行政としても何らかの支援をすべきと考えるが、所見を伺う。	農林水産部長
四．離島・中山間地域の高校活性化について	1．同左	（1）離島・中山間地域の高校について、今後一層魅力を高め、活性化を図る必要があると考えるが、所見を伺う。	知事
		（2）離島・中山間地域の高校の活性化の取組について、教育委員会としてその状況と課題をどう認識し、今後どのように取り組んでいく考えか伺う。	教育長

この質問項目予定表は議会事務局において質問をされる議員の同意を得て作成しています。なお、この質問項目等は予定ですので、質問内容・順序・答弁者等について変更になることもありますのであらかじめご承知ください。

【質　問】

中村芳信です。

通告した質問に入る前に、昨日、安来市内の採卵養鶏場で鶏５羽が死に、高病原性鳥インフルエンザの疑いが強い事例が発生しました。県におかれては、昨夜、危機管理連絡会議を開かれ、また本日朝には、危機管理対策本部会議が開催されているところです。

今後、様々、適宜、適切な対応が求められてきますが、先ずは県民への的確で正しい情報提供に努めるとともに、防疫体制はじめ、その対応には万全を期して頂きますよう強く要望します。

それでは、一般質問を行います。先ず、地方の時代について伺います。

平成５年の地方分権の推進に関する衆参両院決議以来、地方の時代が叫ばれ久しいところです。

地方分権推進委員会の「中間報告」は、分権推進の背景・理由のひとつに東京一極集中への対応をあげ、「この際、多極分散型の国土形成を実効あるものにするためにも、地方分権を推進し、まずは政治・行政上の決定権限を地方に分散し、これによって東京一極集中現象に歯止めをかけ、地域の産業・行政・文化を支える人材を地方圏で育て、地域社会の活力を取り戻させる必要がある」として、分権による地方の時代を目指しました。

しかし現在、その分権は進まず、東京は１０月からの羽田空港国際線の拡張に見られるように「世界都市東京」へ向け邁進しています。

そのような中、知事には、「大都市化に伴う問題の解決を図るためには、政治の仕組みとして『分権』を進めることは必要で」あるが「もっと必要なのは『分散』を進めていくこ

とだ」として、「分散」による「地方の発展と豊かな日本」つくりを提案されました。前向きに受け止めたいと思います。

そして、「そのための政策、つまり地方をもう少し大事にする政策が国レベルで取られることが必要」と述べ、国に期待をしておられます。

ところでこれまで、こうした国土政策や地域政策に関する課題は、国レベルで全国総合開発計画・全総がその解決の基本方向を示し、地域間の所得を始めとする格差拡大、大都市の過密、地方農山村の過疎、社会資本整備の立ち遅れといった問題に対処し、いわゆる「国土の均衡ある発展」を目指してきました。

こうして新産業都市、農村地域工業導入法、定住圏構想、テクノポリス法、リゾート法、さらには首都圏移転計画などによって、地方に産業や都市機能を移転しようとする試みが進められてきました。しかし、これまで5次にわたって策定された全総を改めて振り返りますと、これらは地域間格差の是正にある程度効果があったことは否定しませんが、多くは失敗の例を残し、今もその後遺症に苦しめられている地域も少なからずあります。先ず、知事、これまでの 5 次にわたる全国総合開発計画をどのように評価されますか伺います。【知事】

また、この国の国土政策は、第一次全国総合開発計画のその始めから経済合理主義に基づく集中投資もしくは経済成長と地域間格差を是正するための政治・行政による配慮という互いに反する方向を抱えた体系でもありました。

しかし、国際化やグロバリゼ―ションへの対応が課題となった四次全総辺りから経済の論理が優先し、新自由主義の本領であるトリクルダウン理論のように一方で多極分散型国土形成や多自然居住地域を謳いながら、センター・中心地域をいかに強くするかの政策に傾き、マージナル・周辺地域の問題は置き去りがちとなり、その結果、四次全総の狙った大阪・名古屋圏による補完どころか、東京一極集中は益々進み、他地域の閉塞が続いているのはご承知の通りです。

ところが、幸いにもそうした考え方は国土総合開発法の終焉とともに破綻し、やはりマージナルがしっかりしないとメインも持続して行かない、中心地域だけが良くなってもそれだけで周辺地域を底上げすることはできなくなりました。それ故にこそ、今、「分散」が本気で求められています。

国土形成計画法では、地方から国への計画提案制度や国民の意見を反映する仕組みが新たに設けられ、これまでの国のトップダウンの手法に変化が見られます。しかし、知事、一体、「分散」による「地方の発展と豊かな日本」つくりという大きな提案をこれからどのように具現化していかれますか、その戦略を伺います。【知事】

また、こうした流れは、東西格差を始め本県においても例外ではありません。本県県土政策における「分散」についてはどのようにお考えですか、併せて伺います。【知事】

次に、近年、安全・安心を始め消費者や実需者の商品へのニーズが変化、多様化する中、

農林水産品やその加工品に対する嗜好も例外でありません。
　そうした中、本県農林水産業の振興を図る上で重要なポイントの一つは、生産者が生産・供給する側の都合や事情・希望を考えるだけでなく、ビジネスや商売相手である消費者・実需者ニーズをどれだけしっかり取り込むことができるかにあると思います。
　そのため、生産者、関連団体そして行政がともに様々な消費者・実需者のニーズを的確にリサーチし、分析し、共有することのできる体制を整備し、県産品の販売・販路の拡大につなげて行くことが求められています。
　次に、このところ県が力を入れ頑張っている県産品の販売・販路の拡大について伺います。

　先ず、生産者のいわゆる先進地視察への支援について伺います。これについては生産者の市場調査のための支援を強化する必要があるように思います。
　県ではこれまで生産者の視察支援といえば生産現場の先進地視察への支援が主流でした。
　しかし今後、意欲ある生産者が望めば市場や消費調査のための活動もできるよう内容を充実していくことが求められます。併せて市場等での生産者や生産団体の販売促進活動に対する応援も同時に積極的に行うことが必要です。この点、お考えをお聞かせ下さい。【部長】

　次に、これからは、マーケティングの手法を活用した農林水産品の生産、販売・販路の拡大を目指す取り組みがますます重要になってきています。
　通常、生産者は、できるだけ“よいもの”をつくることに多くを費やし、加工や流通、販売の戦略に時間を費やす余裕がありません。
　本来こうした役割は JA 等の生産者団体などが担うところですが、それが進まない中、本県農林水産普及事業が大きなウエイトを占めるよう期待しているところです。
　これについては、既に、県では「顧客との絆づくり事業」として取り組みが始まっており、是非、“これぞ島根の農林水産業マーケティング”といわれる手法の確立を図って頂きたいと思います。
　いずれにせよこれを進めるには、生産者と市場あるいは実需者をつなぐ人材・コーディネーターの育成と確保が必要と考えます。県として、消費者や実需者のニーズを生産現場に伝え、それに適った生産をリードし、付加価値をつけ、販売・販路の拡大に当たることができる人材の育成・確保について、どうお考えですか伺います。【部長】

　次に、本年 2 月議会派遣で視察した台湾における日本の農林水産品市場は国内市場と全く同じ激しい競争と売り込みの世界でした。海外販路の拡大のための戦略とそのための体制整備が急がれます。
　現在、今後の貿易振興のあり方について庁内関係部局及び外部の支援機関も交え検討が行われています。
　「しまね食品輸出コンソーシアム」など海外と商取引を行いたい人・企業、あるいは行

っている人・企業の現実的な支援策に加え、本県産業政策の一環としての貿易振興戦略も必要であると感じています。

今後、農林水産品に限らず、本県産品の両面備えた輸出振興策が展開されることを期待します。検討にあたっての基本的な考え方と今後の方向性について、知事、お聞かせ下さい。【知事】

次に、林業木材産業について、本県の場合も流域林業圏ごとに振興が図られています。

しかし、その林業圏内での生産・流通に留まらず、隣接流域圏と連携するなど広域的に市場に適った地域産材の規格化を進めながら、県内外での需要の開拓・拡大を図ることが必要であるように考えます。この点はどうですか。【部長】

また、県産材の利用促進にあたっては“顔の見える木材での家づくり”を進めていくことが必要です。そのため「しまねの木の家づくり」などに森林所有者から施工業者までの関係者と顧客とをつなぐシステムづくりが求められます。

この“顔の見える木材での家づくり”について、その手法は様々あると思います。農林水産部ではどのようにお考えですか。【部長】

さて、2010 年本年は、春先の天候不順と夏のあの歴史的酷暑の中で、改めて環境と農業について考えさせられた年でした。県では環境保全型農業と言っていますがいわゆる循環型農業について伺います。

近年、消費者や実需者の食の安全・安心への関心からだけでなく、低い熱量ベースの食糧自給率、世界の食料需給の不安定化、食糧安全保障の問題、石油や金属資源のピークによる資材の高騰、地球温暖化・生物多様性の問題等々が叫ばれる中、水田の汎用化や畑地の土壌管理技術の確立に加え、例えば輸入飼料の増大に伴って切り離されてきた畜産業と耕種農業の資源循環を再構築することで家畜排泄物による環境負荷を解消し省資源化を進めるなど循環型農業システムの構築の必要性が強く認識されつつあります。

戦後我が国農業は国内資源を利用するタイプの農業いわば国内資源利用型農業が衰退の一途をたどり、一方で輸入飼料・化石エネルギーなど輸入資源に依存するタイプの農業いわば輸入資源利用型農業が拡大してきたことに大きな特徴があります。

確かに高度経済成長によって得られた所得の向上による米食からパン食、あるいは和風惣菜から洋風惣菜へのシフトなど食生活の洋風化という消費者の需要変化を背景に、土地利用型農業における生産縮小の動きとは対照的に安価で大量に輸入可能な海外穀物を家畜飼料として積極的に使用する畜産業が急速に拡大し、また石油資源を燃料やプラスチック資材とする施設園芸も広がりました。

しかし、こうした変化をもたらした農産物の大量輸入が将来的にも可能であるか。現在、世界は、石油生産がピークを迎え地球温暖化問題が深化するなどかなり不安定要因を抱え

ており、それらに影響される世界の食料需給は楽観を許さず、大量輸入に依存するこれまでの食糧安全保障には限界があることが見通されているところです。

そうした中、これからの大きな課題は、省資源・省エネルギー、環境負荷の低減と環境効果の向上を図りつつ、いかに供給熱量ベースの自給率を高め持続的で安定した農業を展開することであるように思います。県下でもこうした問題意識や消費者の食の安全・安心への関心の高まりから有機農業を始め循環型農業・環境保全型農業に取り組む事例が増えてきているのは心強いところです。

今後、その推進を本県農政の大きな柱にし、全県で循環型農業に本格的に取り組むことで、本県食料・農業・農村の構造転換を図るといった意気込みが必要であると感じています。知事の有機農業を始めとする循環型農業あるいは環境保全型農業に対する所見を伺います。【知事】

次に、農水省の 2006 年「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向調査」では、農業が環境に負荷を与えていることの認識は、消費者 41%、流通加工業者 40%、農業者 29%ということで低いという結果が出ています。もともと環境保全型農業は、環境問題の高まりを受け農業の持つ多面的機能を維持、増進して行くという側面と、反対に農業が農薬や化学肥料の散布あるいは廃プラスチック、家畜排泄物等を通じて環境に負荷を与えているという側面の双方の必要から導入されたものと認識しています。

この問題に関し国は、2005 年「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、・・その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする」との方針のもと「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を公表し、都道府県に通知しました。

しかし、この「規範」は、作物生産 7 項目と家畜の飼養・生産 6 項目からなりますが、各項目には励行すべき基本的事項が書かれているだけで、欧米のように環境と農業生産を守る双方の視点を考慮した農業行為の具体的内容は記されておらず、まだまだ発展途上ということです。

我が国は、OECD などから批判されている価格支持政策を中心とした農業補助から、環境保全に貢献できる農業を営むことについてクロスコンプライアンス契約を行った農業者に対し環境直接所得補償を行う政策などの比重を高めてゆくことが求められています。いずれにせよ、この「規範」を県はどのように受け止め、対応されていますか伺います。【部長】

ところで島根は、環境保全型農業において先進県で全国 5 指に入ると言われています。しかし本県における取り組み状況を見ますと、平成 17 年の販売農家 29000 戸余りの内、エコファーマーは 1665 戸 5，6%、エコロジー農産物取組者 960 戸 3，2%、有機 JAS 認定農家 53 戸 0，2%とまだまだの感があり、全体としてはアドホックな取り組みの域を出ていません。

また、現行「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」では、環境農業は「環境保全と多面的機能維持増進」として 5 本の施策の一つに位置づけられ、　具体的には、「環境を守

る農業宣言事業」、「未来へつながる島根の『環境農業』推進事業」、「有機農業担い手育成事業」、「がんばる地域応援総合事業」などで普及や有機・エコロジー栽培の推進、技術支援、担い手育成、実践者の取り組み支援を行っています。しかし、環境への負荷軽減を図る農法については栽培技術が確立していないこともあり今のところ減農薬・減化学肥料中心の農法となっています。

そうした中、今、現時点で、環境農業の中でも環境保全効果や消費者へのアピール度が最も高い有機農業にさらに力点を置いた振興策が必要ではないかと考えます。確かに、有機農業は、水稲の有機栽培に見られるように単位面積当たりのコストアップ、収量の低下、虫害対策、雑草対策での労働時間のアップなどによって 5 割近くもコストアップとなり、苦労の多い農業です。しかしそれでも、国のアンケート調査などによると、今後有機農業に取り組みたい、条件が整えば取り組みたいとの回答が 5 割を超えており、この傾向は高くなると理解しています。

そこで、取り組みの拡大を図るため、例えば、国の「農地・水・環境保全対策」のいわゆる「2 階部分」についてさらに県独自の支援を上乗せするなど誘引を図る必要があると考えますが、この有機農業を始めとする環境農業の取り組みの現状と課題についてどう認識し把握されていますか伺います。また、今後の取り組みと方向についてはどうですかお聞かせ下さい。【部長】

次に、麦など畑作物の国産化や環境負荷の低減が期待される水田の汎用化と土壌管理の推進について伺います。

かねて、この国の農地利用の真髄は、夏と冬の二つの季節風を巧みに利用し、夏は稲・表作、冬は麦・裏作を行った二毛作に見られたように、風土を巧みに利用しながらする“つくりまわし”・“輪作”にあったように思います。そして、そこでの原則は、“つくり返し”・連作はしないということでした。

しかし、戦後の一時期まであったこの土地利用の方法は今ではすっかり消えてしまいました。原因は食生活の多様化と特に兼業農家に見られるような農業経営の単作化であり専作化です。今や水田の裏作はなくなり、畜産はもっぱら輸入飼料にたより、野菜は化学肥料を使って栽培するものやハウスの中で集約的、人工的につくられるものが主流です。

こうして農業内部の生態循環は破壊され、地力の維持は困難、処理しきれないほど大量の家畜排泄物や作物残滓を生み出し、連作障害や病虫害は多発。結局、農業生産の基盤は破壊されその永続を困難にするだけでなく、大気や水の汚染を拡大し環境を損傷すると懸念されているのはご承知の通りです。

この水田の汎用化や排水に留意する畑地の土壌管理は、農地の有効活用の上からも必要ですが、循環型農業の実践の上からは避けて通れない課題です。最近の土地改良事業の手法はこうした点に配慮したものになってきていると仄聞しており、それだけに今年度大幅に予算が削減されたことは残念です。加えて本県でもこうした問題意識の低かった昭和 40 年代から整備された水田圃場がたくさんあります。この課題をどう受け止め対応されていかれますか伺います。【部長】

さて今年、もう一つ痛烈に考えさせられたのが環境と人間と鳥獣との関係でした。頻繁にクマが住宅地に出没し各地で人身被害が発生するのを見聞きするにつけ、種の保護や危機的減少などを理由とした保護の説明では、現場は納得しないように思います。あの鳥獣との「共生」も同様です。

津和野町の方々から“クマが出て敵わない、県の責任で山狩りして欲しい”、“蜂蜜が全滅した”、イノシシ被害から“来年はもう稲はつくらない”と聞き、吉賀町では、クマで栗の枝が折られ“もう栗の生産はできなくなった”、またサルのおかげで“シイタケづくりは止めた”など、なんとも悲痛な声を聞いています。

先ず、有害鳥獣駆除に不可欠ながら、その減少に歯止めのかからない狩猟免許について伺います。

先ず、猟銃免許について伺います。現在、猟銃を扱うには都道府県の狩猟免許試験に合格し公安委員会の銃砲所持許可を取る必要があります。さらに銃刀法の改正で、新たに実包 1 発ごとに使用状況を細かく帳簿につけること、3 年に一度の免許更新に際しても射撃試験の実施、精神疾患がない、認知症でない、家庭内に銃を悪用するおそれがある人がいないなどが条件となり規制が強化されました。

しかし、地元猟友会の方から次のような訴えを頂きました。「鹿足郡の現在の狩猟者は 184 名。うち猟銃狩猟者 97 名。高齢化で 4、5 年したら半分に減る状態だ。郡では狩猟免許取得費用は初心者に限り補助があるが、銃検査の厳しさで若い人が受けないのが現状だ」。特に「昨年 12 月の銃刀法改正から、警察の取り締まりの厳しさに戸惑っている。」おまけに「免許許可申請での射撃試験は、近くの山口県の射撃場でなく遠い浜田で受けること、診断書は精神科で取れ」と言われては誰も更新しなくなる。「狩猟者の年齢は 60 歳以上が 7 割、猟友会として有害鳥獣対策に協力できない状況に来ている」というものでした。

この訴えは、改正銃刀法が有害鳥獣対策を担う人の免許取得や更新を難しくしているというものです。確かに、佐世保の散弾銃事件や秋葉原の無差別殺人等を契機に改正された銃刀法であり、その趣旨は理解できます。しかし地域の現状を見た時、趣味や営利で猟銃免許を取得している人は、かつてはどうあれ、今はほとんどいません。

この方は、有害鳥獣対策については改正銃刀法の規制緩和を求めています。しかしそれが現実的に叶わない中、<u>県として、猟銃免許資格者の確保・育成をどのように考えていますか伺います。</u>【部長】

また、<u>例えば猟銃免許資格者を「レジャー・営利ハンターと有害鳥獣ハンター」に分け、あくまで有害鳥獣対策という社会的要請から有害鳥獣ハンターには準公務員的責任と役割を担ってもらうことで、免許の取得・更新にあたっての規制の緩和や税、手数料など掛かる経費の減免がなされるよう地方として大きな声を上げるべきと考えます。どう受け止めて頂きますか、農林水産部長。</u>【部長】

またワナ免許について、県ではイノシシ捕獲のためワナ免許取得者の拡大を進めています。そこでこれについても例えば、本人の農林地及びその周辺の一定地域内を有効とする有害鳥獣捕獲資格を独自の講習をもって認め、さらにそれを住民が誇りを持って自らの地域を守れるよう公的資格として終身で認め、従って更新時経費も不要な農林業に携わる方々に限定した資格を新設するよう国に求めてはと思います。どうですか部長。【部長】

尚、主にクマの捕殺にネット上などで狩猟者に対する心無い批判が相次ぎ狩猟者が悪者であるかのような印象です。改正銃刀法に加えこれでは捕獲による個体数の調整という社会的要請を受け対策にあたっている方々はますますやる気をなくします。県として、こうした批判には毅然と有害鳥獣対策の正当性を説明して頂くよう要望しておきます。

次に県では「集落ぐるみで」をキーワードに、イノシシ、サル、クマ及びシカに対して総合的な取り組みを実施するため平成 20 年度から 21 年度にかけ「鳥獣被害緊急対策モデル事業」を行いました。

その内、環境整備の取り組みについて、里山に隣接した森林を一定の幅で伐採する緩衝帯の設置が有効であったと聞いています。

ただ、この緩衝帯も一度設置すればそれで済むというものではありません。集落の弱体化などその後の維持・管理が大きなネックになるということです。

しかし実効性があり景観対策にもなるこの取り組みです。そうした困難な課題を抱えながらも何とか頑張ってやっていこうという集落については行政としても何らかの支援をすべきではないかと考えます。どうですか農林水産部長。【部長】

最後に、平成２１年度から３０年度までの１０年間で中学校卒業者数がトータル１０００人余り減少すると見込まれる厳しい少子化の中、それでも学校、後援会、ＰＴＡ、そして地域をあげて存続に向け懸命に頑張っている離島・中山間地域の県立高校の活性化について伺います。

先ず、今年度から離島・中山間地域の高校で、その規模から配置が難しかった理科系教員について、県独自の配置を決められました。評価したいと思います。

さて、どんなに過疎化や高齢化が進む中にあっても、離島や中山間地域では高校の存在が地域の活力の源となっているのはご承知の通りです。

県立吉賀高校のように、体育祭や文化祭で地域の方々に参加いただいたり、逆に地元の高校生が地域の催しや活動に参加したり、あるいは地域の課題について研究したりすることで、学校だけでなく、同時にその地域の活力を引き出していく姿は、私たち島根の明日を担う若者の姿として本当に心強いところです。

願わくは、この高校生たちが高校生活を通じ地域への愛着を深め地元に定着していくことを期待し、今後も活力ある高校の存在が離島・中山間地域において、きっとその活力を高めていくことを願っております。

この秋、知事には、吉賀高校を視察され、関係者と中山間地域の小規模校について意見交換されました。心強く思っているところです。離島・中山間地域の高校について、今後一層、魅力を高め、活性化を図る必要があると考えますが、知事の所見を伺います。【知事】

また、教育長、離島・中山間地域の高校活性化の取り組みの一環として、昨年度からは、生徒募集にあたって、県外からの生徒受け入れも積極的に取り組むこととし、ホームページなどでその案内にあたっています。また、各地域においては、地元自治体やそれぞれの高校において「魅力ある県立高校づくり」について様々な試みがなされていると拝察しています。このような離島・中山間地域の高校の活性化の取り組みについて、教育委員会としてその状況と課題をどう認識し、今後どのように取り組んでいくお考えですか伺います。【教育長】

【執行部答弁】

▼○　知事　中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初は、私が地方分散ということをいろいろ主張しているのに関連しまして、過去においても五次にわたる全国総合開発計画、いわゆる全総が行われてきたと。全総は国土の均衡ある発展ということを目指したけども、それが実現できなかったではないかと。そういう意味で、地方分散っていうのをどういうふうに進めようとしているのか、その関連で、過去の全総をどのように評価するかという質問が最初であります。

全国総合開発計画は、昭和 37 年、1962 年、池田内閣による所得倍増計画の時期にスタートしたわけであります。まさに、日本が高度成長を本格的に始めたときにできたわけであります。それは首都圏だけ、あるいは大阪、関西圏だけでは、この日本の当時の重厚長大な産業、多くのエネルギーを要し、多くの人を要し、そして多くの水を要し、そして多くのインフラを要する、あるいは輸送のための道路、港湾の整備、空港を整備するという背景のもとに進められてきたわけであります。それはやはり日本の産業の発展に大きな貢献をしたと思います。それなくして戦後の高度成長っていうのはなかったんだと思います。

しかし、その内容を見てみますと、やはりこの重厚長大の産業の時代でありますから、広い平地があるところ、あるいは水なども要しますから大きな河川がある、水資源があるところ、人も多く住みますから、また豊かな平地、利用されてない平地、そういう意味で埋め立てなどが随分行われたわけであります。埋め立てがしやすいようなところということでございまして、結果的に見ますと、いわゆる太平洋ベルト地帯にいわば産業を集中させる効果があったというふうに私は見ております。そのほうが、ある意味で効率的だったという面が多分あるんだろうと思います。

財源の制約がありますから、集積が大きくできるところ、いわば大量輸送、大量生産の効果が出やすいところに集まっていくのは自然の流れなわけであります。また、そのために高速道路をつくる、道路を整備する、住宅地をつくる、あるいは水資源を確保する、下水道をつくるとなる、そうすると人が多く集まる、人が多く集まると、ますますそこを整備しなきゃいかんということで、発展するところにいわば資源を集中する結果になったと思います。それはそれで、国がやりますから意味のあることだったと思います。効率的に早く成長を遂げるためには、そういうことがよかったわけであります。今途上国で起こっているのがそういうことであります。新興国と申しましょうか。

しかし、その結果、今振り返ってみますと、大都市っていうのは本当に住みやすいところになったのか。あるいはその反面、大都市と地方の格差が広がって、地方では過疎あるいは中山間地域問題っていうのが起こっていますが、そういうことを起こした発展っていうのは今後も続けられるのか、それがいいのかっていうことを考えなきゃいかんっていうのが私の問題意識であります。

大都市は、発展をするときには、それは会社も大きくなる、ポストもふえる、給料も上がる、ボーナスもふえる、自動車も買える、住宅も新しいものが買えるっていうような魅力があって、若い人を引きつけたわけでありますが、今やっぱり日本経済が曲がり角に来ているわけです。日本のような発展をする国が、日本の後をもうぞろぞろついてくる。となりますと、かつてのような高い成長を日本が続けていくというのは無理になります。

そういう中で、さらに大都市が発展をするとした場合に、今我々が毎日新聞を見ますと、それは地方でもありますけども、大都市における犯罪、あるいは家庭の崩壊、あるいは児童虐待、いろんな問題がやはり大都市の一つの病弊として起こっているわけです。あるいは孤独死なんかもそうです。知らない人が集まるわけですから、地域社会なんていうのはこれは直ちにはできないわけであります。まだ古い地域社会がなくなるわけであります。いわば地域のネットワークと申しますか、温かい社会がなくなる、それによる大きな弊害

があるわけです。大きなこのセーフティーネットっていうのは企業社会にいれば支えられるわけでありますけども、そこから一たん外れてしまうと、悲惨な事態が生ずるわけです。それがいろんな犯罪なんかにもつながる背景となっていると思います。

さらに、そういうふうに住みにくいとこであります。夜遅くまで働く、住宅も狭い、通勤時間は長い。若い人が魅力あるときはいいですが、そうでなくなると大変厳しい場所になっているわけです。そういうことでもって、よく私言うことですけども、都市の出生率が下がっているわけです。出生率っていうのは１人当たり子どもを何人産むかということですが、若い人がいますから人口はふえそうなんですけども、出生率は非常に低いわけです。だから、その出生率の低いところに多くの若者が集まるようになりますから、日本の人口がふえないわけです。それで、地方はむしろ出生率は高いわけです。高いけども、若い人がいないから数が少ないから出生数が減ると。それで人口が減るっていうことが起こっているわけです。

しかし、最近の動きを見ますと、そういう大都市の若者たちも、自然が大事だとか自然の食材が大事だとか、豊かな地域社会が大事だっていうふうに考えが少しずつ変わってきているように思います。そういう意味で地方のほうが、俗な言葉で言えば人間らしい生活がしやすいという見方がふえておるわけです。そういう大きな流れの中で、地方をもう少し住みやすくする、そこでこの大都市に出ていけなくても、この地で働ける、給料などはそれは若干低いかもしれませんけども、そういうほうがいいという人もふえているし、実際にそのほうがいいかもしれません。そういう意味で、地方に分散を進めるほうがいいっていうのが私の考えなんです。

それで、全総はいわば企業の、何ていいますか、大都市を分散したと、こういう感じに考えてもいいかと思いますが、私は大都市から地方に分散をするっていうことを考えるほうが、日本にとっていいことだということでございます。

それから、じゃあそういう分散による地方の発展と豊かな日本づくりっていうのは一体どう進めるんだというのが次の質問ですが、一番大事なことは、私が感じますのは、ある政策を実行しようとすると、それをサポートする人が多くいないと実行できないわけです。それで、そういうサポートをするためには、そういう考えがいいというふうにならないと、政策っていうのは形成されないわけです。その背後には、今の問題で言いますと、大都市と大都市をどういうふうに見る、どういうふうに評価する、あるいは地方をどういうふうに評価するっていう人々の物の考え方が変わらないと、政策は実現していかないんです。そういう意味で、私が今言っていますのは、物の見方を変えるようなことをまずやっていかなきゃいけないということでございます。政策はその後に並行してついてくるようなもんだということでございます。そういうことで、具体的な政策としては、人々がそういう考え方になれば、こういう政策がいいっていうのは自然に形成をされていくだろうと思います。

例えば、その具体的な政策としては、私と同じような考えを持つ 11 県の知事が集まりまして、11 県の知事の提言っていうのを出しております。例えばその中では、やはり地方分散の障害となっている高速道路などインフラを整備するということであります。あるいは

企業の地方移転を促進するために、優遇税制などを導入すると、地方に移転する場合に。あるいは都市の非常に高い地価のとこで、今団塊世代がリタイアをし、その人たちが高齢者になろうとしているわけですけども、都市の中でそういう介護を行うっていうのは大変なことになるわけでありまして、もう少し自然の豊かなところ、あるいは住みやすいところ、そういう地方で介護などができる、そういうような仕組みを模索していくべきではないかと。あるいはそういう、でも医師などの地方分散も進める必要があるというようなことを具体的に言っております。あるいは森林を保護する、生き生きする農業が地方でもできるようにする、それによって農業の世界で定住をしようという人もふえているわけでございます。そういう定住を進めるようなこと、そういった具体的に施策がいろいろあると思います。

しかし、大事なことは認識を変えるっていうことです。それで今ありますのは、やはり地方というと、お荷物になっているっていうのが都市の人の考え方なわけです。今グローバリゼーションが進み、世界と競争しなきゃいかん、そういうときに地方にお金を使うっていうことは無駄じゃないかっていうのが都市の人の心の底の中にあるわけです。だから、そのためには認識を変えないと、そういう考え方はなかなか変えることができないわけであります。ということが私の考えであります。

そういう意味で、今後もグローバリゼーションが進んでいきます。だから、この技術開発を進めたり、世界のトップランナーとしていけるような技術開発、研究を進める、そういうことにお金を使うっていうことも大事な課題です。しかし、それだけではいけない。もう少し地方を大事にするようなこと、その両方がバランスをとれた政策にならなければならないというのが私の主張であります。考えであります。

それから、これに関連をしまして、島根県の中においてもこの分散っていうものが必要なんではないかと、その考えを問うっていう質問がありました。

確かに県の東部と西部、あるいは隠岐、中山間地域等と比較しますと、格差はあると思います。それから人口の減少率も違います。やはり西部、離島なんかで、過去50年間に人口が4割から5割近く減っております。そういう問題は確かにありますが、それはその地域が離島であったり平地が少なかったり、そういう地形的な条件があり、あるいは山あり川あり海ありで交通の便が悪かったということが影響して、産業発展その地でしませんから、若い人たちが外に出ていく人が多かったということであります。

したがいまして、県内で考える場合は県内で分散をするっていうよりも、県外との関連において、その地がさらに産業が発展し雇用がふえる、それから県外に出ている人が戻る、あるいは県外に出ていかなくてもいいようにするっていうことが一番大事な課題ではないかというふうに思います。そのためには、やはり各地にあります地域資源を生かしまして、あるいは生かせるように交通網を整備していく、離島の航路なんかもその一つの課題ですね。あるいは高速道路、まだミッシングリンクがあるところを整備してく、あるいは航空路を確保してく、それもそうした問題と関連をしていると私は思っているところであります。

また、地域医療、生活交通の確保、離島、中山間地域対策などを行う、定住を促進する、

そういうようなことをしていくっていうことが大事なことだというふうに考えております。
それから、今後の貿易の振興のあり方についての御質問がありました。
産業の振興にとって、貿易振興は極めて重要な課題であります。今後の島根県におきます貿易振興のあり方を方向づけるために、今年度は庁内に関係部局及びジェトロなどの貿易支援機関から成る検討会を設置しまして、検討しております。また、検討会では、県内事業者へのアンケートやヒアリングなどをもとにこれまでの取り組みの検証を行いながら、今後の貿易振興に向けた課題の対応等について幅広い検討を行っているところであります。
その中では、どういうふうに進めるかということについては３つの柱があるだろうというふうに、今の段階では一つの断定的な結論のようなものがありますが、やはり１つは、県内の各業者の方、各事業者の方がそれぞれいいものを持っておられますから、個別の事業者の方々がつくっておられるものが貿易によって外に輸出をされる、そのために県なども支援をする、あるいは販路の拡大のために県やあるいは市町村なんかが海外でいろんなフェアをする、そういうようなことをやっていかなければならないと思います。
それからもう一つは、やはり個々の業者の方の商品だけでなく、海外での需要の動向を見まして、それにマッチした商品群を出してく努力をする。例えば石州瓦などについても、ロシアの極東部において住宅需要等がある、そういうものに対応できるように支援をする、あるいはシベリア鉄道なんかを使ってロシアの欧州部まで運ぶっていうようなことはできないのかっていうような取り組みをする。あるいは、これは松江市などがやっておりますけども、台湾でありますとかニューヨークでありますとか、そういう市場にそれぞれの地のものを持っていくと、そういう総合的な取り組みも必要だというふうに考えます。
それから３番目としては、例えば浜田港でありますとか、あるいは境港を活用した取り組みですね、そういうことも、いわばインフラ面の強化をすることによって貿易に振興しやすくする、そんなことを考えておるわけでありますけども、さらに事業者の方々、有識者を含めまして幅広い意見を聞きながら、海外市場における県産品の販路拡大に効果的に結びつくような支援策の拡充なども今後検討して、実現に向けて努力をしたいというふうに思っているところであります。
それから次に、有機農業を始めとする環境保全型農業についての御質問がありました。
有機農業を始めとする、いわゆる環境保全型農業は、化学肥料や農薬の使用を極力少なくして、例えば稲作や畑作などの農業と畜産業の連携を図っていく、あるいは地域資源を循環活用して自然環境への負荷を低減する農業であると。家畜の排せつ物等を堆肥に使うとか、あるいは製造業でできた大豆の滓を食料に使うとか、いろんな連携があると思います。
そういうことを進めていく環境保全型の農業の取り組みは、一つのメリットとしては、島根はクリーンなとこだと見られておるわけでありますけども、そうしたクリーンな島根のイメージを高めるのに役立つだろうというふうに思います。また、そういう農産連携によりまして付加価値の向上による地域農業の振興にも寄与すると、そういう面もあるというふうに思います。また３番目としまして、若者たちがやはり環境に対する関心が非常に高まっておるわけでありますけども、そういう循環農業をやるんであれば、あるいは有機

農業をやるんであれば、自分も農業をやってみたいという人もふえておりますから、そういう人々を誘引するのにも大いに役立つんではないかと。それは農業の担い手をふやすことにもつながるんではないかというふうに思っているとこであります。

それから最後に、離島、中山間地域の高校の活性化についての御質問がありました。

議員がお触れになりましたけども、この秋に、私は吉賀町の吉賀高校を視察をいたしました。その際に、高校生が地域の体育行事に参加をしたり、あるいは神楽など伝統文化の活動に高校生たちが一人の担い手として参加をするというようなことで、高校生の活動がなければ地域のそうした伝統文化が維持できないといったような声を、そこの大人の人たちから聞いたりしました。また、高校生たちが地域の問題にいろいろ取り組んでおるということも聞きました。そういう意味で、高校生が地域の中で大事な役割を果たしているという印象を持ちました。

さらに、同時にそうした高校生を指導している先生方がおられるわけですが、先生方はその地域のある意味で知的なリーダーとして、地域の発展を支えてもらえると。そういう意味で、高校がなくなると地域の活動に大きな影響を及ぼすというふうな認識を強くしております。

また、これまでも矢上高校、それから隠岐の島前高校などにも訪問しまして、高校生たちと話をしたりしました。どの学校でも先生と生徒が一体となって、それぞれの地域で工夫をしながら取り組んでいるという現場を見ました。そういう意味で、この離島、中山間地域では、地域の豊かな自然の中で子どもたちが育つ、そこからいい影響を受けるという側面と、高校生たち自身が地域の活動に貢献をすると、こういう相互の作用っていいますか動きがあって、高校の存在っていうものが地域にとって非常に大事な存在であると。そういう意味で、地域政策の観点からも高校の存在あるいは高校の活性化、あるいは例えばその高校の寄宿舎に都市部から入ってきて勉強するといったような人もふえておりますけども、そういう観点から、中山間地域あるいは離島における高校の役割を私どもは考えていく必要があるというふうに思っております。そういう観点から、県としてどういうことをしたらいいのか、教育委員会と一緒になって考えていきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

▼○農林水産部長

まず、県産品の販路拡大等についてのお尋ねがございました。

最初に、生産者等が消費調査や販売促進活動を行うための支援についてでございます。

多様化する消費者ニーズに的確に対応し、商品性の高い農産物の生産と有利販売を進めていくためには、生産者がみずから消費動向を把握し、これを物づくりに反映したり、生産者みずからが商品をＰＲして積極的に売り込んでいくということが重要であると考えております。このため、県ではこれまでも農林水産振興がんばる地域応援総合事業等によりまして、生産者がみずから取り組む販売活動も応援してきたところでございます。

さらに、今年度からは島根ならではのこだわり産品販路拡大事業によりまして、キヌム

スメ、あすっこ、島根オリジナルトルコギキョウ、そしてシャインマスカットにおいて生産者や産地の販路拡大に向けた取り組みを応援しているところであります。例えばシャインマスカットでは、８月に大阪でトップセールスを実施したことにあわせまして、主産地の生産者が中心となって市場や有名デパートで商品ＰＲ等を行っておるところであります。こうした取り組みを通じまして産品の認知度アップや新たな取引の開始につながるなど、全体出荷量の拡大にもつながっているところであります。

今後とも、これらの事業も活用しながら、生産者や産地の主体的な取り組みを積極的にバックアップして、県産品の一層の販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、消費者ニーズを伝え、販路拡大等を行う人材の育成、確保についてであります。

農林水産物の販路拡大を図るためには、産地、地域が一体となって、消費動向を把握するためのマーケティング手法を活用した売れる物づくりを進めていくことが必要と考えております。そうした地域の体制づくりに向けまして、平成20年度から、県では普及員全員にマーケティングについての集合研修を実施してきております。さらに21年度からは、各普及部等にマーケティング担当者を配置しまして、その資質向上を図るための専門研修や市場等での事例研修などを実施しております。

また、地域において生産者、ＪＡ、市町村、そして県普及部などが一体となって実践的な販路拡大に取り組むに当たって、消費者ニーズの調査、分析から始まる一連のマーケティング理論や、その具体的な手法を専門家を通じて実地に学んでいくことを支援する、売れる仕組みづくり、顧客とのきずなづくり事業を実施してきております。県としましては、こうした専門家の活用や各地域で取り組まれる実践活動を通じて、生産者などはマーケティングの実践者として、また普及職員はマーケティングに取り組む地域のコーディネーターとしての人材として、それぞれ育成されていくように努めてまいりたいと考えております。

次に、林業、木材産業に関するものでございます。

まず、地域産材の県内外での需要の開拓、拡大についてであります。

島根県では、川上から川下までが連携をして森林整備と県産木材の生産流通に総合的に取り組むため、斐伊川、江の川下流、高津川、そして隠岐と、４つの流域林業活性化センターを設置しております。こうした中で、鳥取県の合板工場への木材供給においては、斐伊川の流域林業活性化センターが中心となって斐伊川流域森林組合納材協議会が組織され、県外への木材供給を実施しております。また、浜田市の合板工場への木材供給では、県内の３流域の素材生産業者による島根県素材流通協同組合が組織されております。木製品の県内の販路開拓におきましては、県では県内のホームセンターと複数の製材ショップとの間を取り次いで、市場のニーズに合った売れる木製品の企画や価格についての協議を行い、県産材製品の取引アイテムを広げているところであります。

また、県外に向けた取り組みといたしましては、大阪の製品市場への試験出荷、あるいはジャパンホームショーへの出展を支援して、この取り組みを通じて市場ニーズの把握にも努めているところであります。このようにさまざまな機会を通じまして、流域を越えて、あるいは県の内外で県産木材の販路開拓に対して引き続き積極的に支援をし、その事業拡

大につなげていく考えであります。

次に、顔の見える木材での家づくりについてであります。

家づくりにおきましては、地域産材をその木がある地域で用いるということの優位性といったようなメリットについて、消費者への理解を促し、県産木材の利用拡大を進めていくことが重要と考えております。この観点から、県では平成18年に建築木材業界の関係者とともに、島根の木の家設計マニュアルを作成したところであります。このマニュアルに基づき、地域の工務店や製材業者などが連携をして良質な木造住宅を供給するために結成したグループに対しまして、住宅完成見学会などのＰＲ活動経費の助成を実施してきているところであります。

こうした関係業者のグループの中には、森林所有者や森林組合とも連携をして、住宅の購入者を対象に伐採現場の見学会を実施するなど、顔の見える木材での家づくりという形で、６グループがこうした活動に取り組んできているところであります。例えば益田地域においては、この関係業者のグループに市町村や流域林業活性化センターも加えまして、清流高津川をはぐくむ木の家づくり協議会を設立し、伝統と景観、風土に適した良質な木造住宅づくりに総合的に取り組んでいるところであります。

今後とも、こうしたしまねの木の家づくりのグループの取り組みを生かしながら、地域産材の利用を進める観点から、森林所有者、林業事業体等、川上と川下である消費者との結びつきが強化できる、顔の見える木材での家づくりの活動の積極的展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆる環境保全型農業等についてのお尋ねがありました。

まず、環境と調和のとれた農業生産活動規範についてであります。

この規範は、平成17年度に農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範として策定されたものであります。県では、各市町村や関係団体にこの規範についての普及推進について協力を依頼し、生産者に対してもパンフレットの配布等による周知に取り組んできたところであります。

また、県が平成18年度に改定をいたしました環境農業推進基本方針には、この規範の推進を位置づけており、エコファーマーやエコロジー農産物の推進など環境農業の普及や拡大、農業用廃プラスチックや家畜排せつ物の適正処理とリサイクルの推進、こういったものに取り組んでいるところであります。さらに、昨年から制定して運用をしております美味しまね認証制度につきましても、この規範の考え方を生かしまして認定を受けようとする農業者自身に、適切で効率的な肥料や農薬等の農薬の散布、防除等の実施とその記録、点検などを義務づけようとするものであります。

今後とも、より多くの農業者がこの規範の趣旨を理解して実際の生産活動に取り組まれますように、国の有機ＪＡＳやエコファーマー制度、また来年度実施が予定されている環境保全型農業直接支払いや県のエコロジー農産物推奨制度、美味しまね認証制度などの活用とあわせまして、環境保全型農業を施策の柱の一つとして、その普及に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有機農業を始めとする環境保全型農業の取り組みの現状と課題及び今後の取り組み方向についてであります。

まず、生産面におきましては、取り組み農家数、栽培面積、生産量ともにいまだ少なく、さらに県内での取り組みは、いわば点としての現状であることは否めない事実だと考えられます。また、栽培面におきましては、病害虫や雑草への対策、そして土づくりの技術などにも、なお課題があるところであり、また流通販売面におきましても、一般的にコストに見合う価格形成が十分ではないといったような課題が挙げられるところであります。

こうした課題を解決するため、これまでも県の農業技術センターや中山間地域研究センターにおきまして有機農業等に関する試験研究を実施してきたところでありまして、その成果を小冊子であります「有機農業への道しるべ」などに取りまとめまして、これを配布することによって現場での普及に努めてまいったところであります。また、流通販売面におきましても、消費者、流通関係者までも含めて環境を守る農業宣言運動を推進するとともに、有機農業などに取り組む生産者グループと消費者との交流を支援したり、スーパーなど小売店での販売コーナーの設置などについての支援を実施してきたところであります。

今後、最初に述べました点としての現状を、線あるいは面に広げていくため、その一つの取り組みとして、有機農業の基本をしっかりと身につける拠点として、県立農業大学校に平成24年度から有機農業コースを開設することとしております。さらに、有機農業等へ取り組もうとする生産者や集落への技術的なアドバイス、あるいは支援や生産者と消費者グループ等とのネットワークづくりへの支援によって、価格面での正当な評価が確保されるように、あるいは販路が拡大されるようにといったことを支援するという形で取り組んでまいりたいと考えております。

また、水田の汎用化についてであります。

島根の農地を有効に活用していくためには、水田をさまざまな用途に使えるような汎用化につながる排水対策は不可欠だと考えております。この点から、これまでも圃場整備の実施に合わせまして水田の汎用化や排水路整備に取り組んできたところであります。しかしながら、整備の内容は整備がされた当時の営農状況に合わせて実施してきたところから、中には暗渠排水等を行わない圃場整備も存在していたことも事実であります。また、暗渠排水を施工した農地におきましても、長い年月を経て、いわゆる経年劣化によりまして排水機能の低下も見受けられるというところもあるところであります。農業、農村整備事業の国の予算が大幅に削減され、厳しい状況であることは御指摘のとおりでありますけれども、県としては、こうした水田汎用化のための条件整備を引き続き推進してまいりたいと考えておるところであります。

次に、鳥獣対策についてであります。

まず、銃免許所持者の確保、育成についてであります。

銃免許の所持者は減少傾向にあり、県としてもその確保対策には力を入れているところであります。具体的には、毎年6月から7月にかけて県内7地域で7回実施していた免許試験につきましては、ことしは10月にも2回追加して、計9回実施をいたしました。また、

試験前の事前講習会につきましても、5つの会場から13の会場にふやしました。この結果といたしまして、銃免許の合格者数は昨年度22名であったところが、今年度は39名と増加したところであります。この事前講習会でありますけれども、地元の猟友会の会員が講師となりまして主体的に実施できるよう、会場を細分化し、その開催回数をふやしたことによって、免許試験の受験の勧誘などを通じて地域主体で有害鳥獣対策に取り組むという機運が高まり、合格者が増加しただけではなく、有害鳥獣捕獲体制の強化にもつながったのではないかと考えているところであります。県といたしましては、今後とも免許所持者の確保に引き続き努めてまいる考えであります。

次に、銃及びわなの狩猟免許の資格についてであります。

狩猟免許につきましては、網、わな、第1種銃、そして第2種銃、これは空気銃のみでありますけれども、この4種類に分けて、これらが鳥獣保護法において定められております。有害鳥獣捕獲ハンターという区分を新たに設けることや、農業者の自衛のために新たなわな免許を設けること、そしてそれらの免許に係る手続の規制緩和や費用の軽減等ができないかということにつきましては、地域の方々からもそのような声を伺っておるところでございます。特に中山間地域におきましては、高齢化や担い手不足などから鳥獣被害対策の実行も非常に厳しい状況であると認識しており、鳥獣保護法を所管する国に対して、こうした実情に対応した制度改正や運用の改善について検討してもらえないか、主張してまいりたいと考えております。

また、これと並行しまして、鳥獣被害防止特別措置法や構造改革特区など現行制度の中で、御提案をいただいた趣旨を少しでも実現できる方策は考えられないか、関係する市町村や団体とも一緒に検討してまいりたいと考えております。

最後に、緩衝帯の設置についてであります。

鳥獣被害防止対策は個々の農家による対策では限界があり、地域ぐるみ、集落ぐるみで取り組みを推進することが効果的とされています。例えば緩衝帯の設置もその一つではありますが、御指摘がありましたように、維持管理をしていくためには毎年継続して草刈りなどを行う必要があります。また、これにあわせ、さくの設置や追い払いなどに集落全体で取り組むことが大変重要であります。

このように集落が力を合わせて主体的に取り組んでいかれる場合には、国や県、市町村のほうで支援が行われております。例えば、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金などによる国の支援が1つとして挙げられます。また、市町村がこれによって集落に対して支援を行った場合には、県としても、このような市町村の負担軽減のための交付金による支援が可能となっております。また、より小規模な場合や毎年の管理、これらにつきましては、中山間地域等直接支払い交付金なども活用することが可能となっております。

いずれにいたしましても、その集落ごとの特性に応じた対策を集落の皆さんがみずから持続していくということが大切でありまして、県といたしましては、今後ともそのように取り組む集落に対しましては、市町村との連携を密にしながら支援や助言等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

▼○教育長

私から離島、中山間地域の高校活性化に向けての取り組みについてお答えをいたします。

小規模校の多い離島、中山間地域の高校では、生徒数が減少いたしますと学校の存続そのものに直結をいたします。このため、議員から御紹介もいただきましたホームページ等で、生徒募集をいろいろ県外に向けてもやってるところであります。そういった取り組みをさらに今後も積極的にやる必要があるというふうに思っておりますし、一方では、やはり学校の特色を一層打ち出しをして、生徒が生き生きと活動する姿、これを広く伝えていくことが大切であるというふうに考えております。このため、これまでも議員の御紹介にありましたように、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

その一つとして、今年度から離島、中山間地域の高校を対象といたしまして、産学官連携による地域活性化研究授業という事業を実施いたしております。この事業で、学校、生徒が地域の人々や産業と連携をいたしまして、地域のさまざまな資源を生かしながら取り組みをしていくという事業でございます。こうしたことによりまして、生徒自身の地域への理解やふるさと意識の醸成に努めていきたいというふうに思っております。

また、各地域では高校の魅力を高めるためにさまざまな取り組みが行われております。例えば、隠岐の島前高校と島前３町村一体となりまして、島外者に島の魅力を体験してもらう生徒手づくりの観光ツアーの実施、あるいは学力を高めるための町主催によります学習塾の開催、こういった取り組みが行われております。今後とも、このような高校と地域の連携によります学校の魅力化あるいは活性化を図るための取り組みを、より活発になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。